

「2020年、今だからこそ“子どもの権利”について考えましょう！」



福岡県人権・同和講師団講師

NPO 法人スペース deGUN² (ぐんぐん)

理事長 百田 英子

1 はじめに！！

“子ども”に関わる活動をしているNPO法人です！！

2 “子どもの権利”を考える時、基礎となるものは・・・

◎大人の側の、子どもへの人権意識が重要です。

◎「児童の権利に関する条約」は、多くの国が、子どもの権利の基本にしている！

・子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

○子どもの権利条約の4つの柱

生きる権利 守られる権利 育つ権利 参加する権利

○子どもの権利条約の目的

「子どもの最善の利益」

- ・1989年国連で採択され、1990年国際条約として発効。
- ・日本は、1994年4月に批准しています。
 - *日本が批准したということは・・・。
 - *批准後、国内の幾つかの法令が“子どもの権利”を反映して変更・改正。
- ・2020年には改正児童虐待防止法が施行。“親の体罰禁止”を定め権利保障を強化！
 - *しかし、今もなお、多くの子どもの命が奪われる事件が後を絶たない日々。

<福岡県内には、“子どもの権利条例”等を持つ市町があります>

- ・志免町子どもの権利条例 2007年施行
- ・筑前町子どもの権利条例 2008年施行
- ・筑紫野市子ども条例 2010年施行
- ・宗像市子ども基本条例 2012年施行
- ・川崎町子どもの権利条例 2018年施行

*但し、子どもの権利条例の有無に関わらず、
国内のどこでも「子どもの権利」は保障されるのです！

3 「子どもの権利」を基本にした具体的な対応

1) 虐待が疑われる子どもへの対応

・・・子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利に関わる対応です。

コロナ禍で、親子で過ごす時間が増加している現状で・・・。

子どもの虐待事件が増加。自粛緩和以降、徐々に明らかになっている？！

園で過ごす時間が最も安心できる時間、という子がいることを知って！！

◎ご承知でしょうが、“首から上のケガ・あざ”、傷が絶えない状況は、通報の対象！

◇改正児童虐待防止法の特徴

親権者・里親らの体罰を全面的に禁止

児相の一時保護の「介入」と、保護者支援の役割を分ける

学校・教育委員会・児童福祉施設職員の“守秘義務”を課す

DV対応機関との連携

転居先の児相や関係機関との速やかな情報共有

2) 特性や発達課題のある子どもの対応

・・・子どもの育つ権利・守られる権利に関わる対応です。

心理士やカウンセラー等、専門職の助言を基に保育計画を。

アセスメントの結果を基に、保育計画を作成して対応・・・保育方針の統一

(保育方針の統一は、子どもにも保護者にも安心感を与える結果となります。)

“子ども理解”や“障害等の受容”の為に、できる限り保護者と会話を！

3) 保護者への対応

・・・子どもの最善の利益のために対応します！

コロナの影響で経済的な不安定さが子どもに影響を与える。

不要不急の外出自粛や休校等で子どもと親の関係悪化？！

気になる子どもの様子の背景には、大人の問題が存在？！

大人の問題解決は公的な関係機関を活用！連携・要対協も上手く活用！

◇命にかかわること以外は、何とかしなくては！！と、あまり急がずに！

◇あまり“力”が入ると、保護者との関係がギクシャク？！複数で関わることを！

◇成功例を多く伝えることで、保護者との関係が良好に？個別の支援の話も出来る？！

◇保護者の頑張りをお認めることが、虐待の防止につながることも？！

4 おわりに

・・・子どもの最善の利益求めて！・・・

子どもの情報を、是非、確実に、義務教育に繋いでください！

